



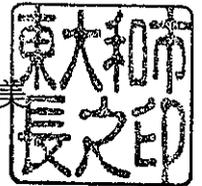
大健保発第283号
令和6年2月1日

東大和市国民健康保険運営協議会

会長 尾崎 義美 様

東大和市長

和地 仁美



出産費資金貸付制度等の廃止について（再諮問）

令和6年1月15日付の大健保発第254号で諮問した標記の件につきまして、国民健康保険運営協議会でのご審議、答申をいただいたところではありますが、諮問事項の「市独自の多子世帯軽減の廃止」における諮問理由中「同一世帯に18歳以下の国民健康保険の被保険者が3人以上いる場合」の記載が、正しくは「同一世帯に18歳未満（各年度初日の前日時点）の国民健康保険の被保険者が3人以上いる場合」となります。

つきましては、当該部分につきまして、再度諮問いたします。

I 出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止

1 諮問理由

出産費資金貸付制度は平成13年7月1日に施行された制度で、出産育児一時金の支給が見込まれる被保険者（世帯主）に対し、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金（31万円）を貸し付けることにより、被保険者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

しかし、医療機関等に支払う受取代理制度や直接支払制度が導入され、平成26年度からは、利用者がいない状況です。

さらに、出産育児一時金については、平成13年度では32万円でありましたが、令和5年度では50万円の支給額となっています。

このように、出産費に対する制度が充実したことから、次のとおり廃止するものであります。

2 諮問事項

(1) 出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止について

東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例及び東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する。

(2) 廃止時期について

令和6年3月31日

(3) その他について

平成25年度に貸し付けた31万円（1件）について、現在、27万円が未償還となっています。本債権については、令和4年度に「徴収停止」の決定を行っており、今後において適切に処理します。

II 市独自の多子世帯軽減の廃止

1 諮問理由

多子世帯軽減は、平成28年度に開始した市独自の施策で、同一世帯に18歳未満の国民健康保険の被保険者が3人以上いる場合、3人目以降の均等割額を無料化する施策であります。

その後、国により令和4年度に未就学児の均等割の減額措置が開始され、第3子でなくとも、未就学児であれば、均等割額が半額となる負担軽減措置が講じられることになりました。

また、多子世帯軽減の財源について国は、一般会計からの繰入金とした場合、赤字補填繰入の対象になるとしており、市では令和3年度以降、国民健康保険事業運営基金を活用し、その財源としています。

市では令和5年度に赤字補填繰入を解消し、令和6年度においては保険税率を据え置中、基金の活用により赤字補填繰入を解消できる見通しであります。

その後におきましても、市は赤字補填繰入を解消していく必要がありますが、将来的に基金積立額を確保できる見通しが厳しい状況にあること、国による未就学児の均等割の減額措置が講じられていることから、赤字補填繰入の対象となる市独自の多子世帯軽減を廃止するものであります。

2 諮問事項

(1) 市独自の多子世帯軽減の廃止について

東大和市国民健康保険税条例における「基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例」に係る規定を削除する。

(2) 廃止時期について

令和6年3月31日

令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。